

## 平成29年度第2回国民健康保険運営協議会 審議事項概要

### 審議事項① 国民健康保険料の賦課限度額改定の諮問について

区分ごとの保険料算定額が下記の賦課限度額を超える世帯については、賦課限度額を保険料賦課額としています。今回の改正は、賦課限度額の規定を、現行の金額を記載する方法から、国民健康保険法施行令に定める額に改め、施行令の改正により平成30年度の賦課限度額が下表のとおり改正されます。

区分	現行	改正後
医療分	<u>54万円</u>	<u>58万円</u>
支援金分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	<u>89万円</u>	<u>93万円</u>

### 審議事項② 低所得世帯の保険料軽減制度の基準額改定の諮問について

世帯の所得が下記の軽減対象基準額以下の世帯については、該当する軽減割合に基づき、均等割額及び平等割額を軽減しています。今回の改正は、軽減対象基準額を、現行の金額を記載する方法から、国民健康保険法施行令に定める額に改め、施行令の改正により平成30年度の軽減対象基準額が下表のとおり改正されます。

軽減割合	現行	改正後
7割	33万円	33万円
5割	33万円 + ( <u>27万円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> )	33万円 + ( <u>27万5千円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> )
2割	33万円 + ( <u>49万円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> )	33万円 + ( <u>50万円</u> × 被保険者数 <sup>※</sup> )

※世帯に属する被保険者数

施行日は平成30年4月1日とし、平成30年度分以後の保険料について適用します。